

堺市公報 第124号	令和2年6月12日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○上下水道事業管理者に権限を委任する規則 【総務局行政部行政経営課】	3
<告示>	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の再開について	

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の施術者名の変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	13
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	13
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	14
○河川法に基づく河川区域の変更について	
【建設局土木部河川水路課】	18
○廃川敷地等が生じた旨の告示	
【建設局土木部河川水路課】	18
<公告>	
○大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定に基づく公告	
【産業振興局商工労働部商業流通課】	19
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	33
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	33

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

規 則

上下水道事業管理者に権限を委任する規則を公布する。

令和2年6月12日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第57号

上下水道事業管理者に権限を委任する規則

職員の児童手当の認定等に関する事務を上下水道事業管理者に委任する規則（平成29年規則第48号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を上下水道事業管理者に委任することについて必要な事項を定める。

（事務の委任）

第2条 次に掲げる事務は、上下水道事業管理者に委任する。

- (1) 上下水道局の職員に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当の認定、支給及び不当利得の徴収に関する事務
- (2) 堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）に規定する料金及び堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）に規定する使用料の徴収に係る地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者の指定に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
よしだ内科クリニック	堺市南区鴨谷台2-5-1 光明センタービル2階203号室	令和2年5月1日
山田内科医院	堺市北区百舌鳥赤畑町4-254-1 山田医療ビル3階	令和2年4月1日
しいな医院	堺市堺区永代町6-2-14	令和2年5月1日
山戸クリニック	堺市北区百舌鳥本町1-7-2	令和2年4月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
北花田薬局	堺市北区宮本町4-4	令和2年5月1日
山本薬局	堺市堺区車之町東1-1-1	令和2年3月21日
アルファ薬局	堺市中区東山570-4	令和2年4月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
かんたき堺高倉台	堺市南区高倉台2-8-27	令和2年4月1日
訪問看護ステーション心〈こころ〉	堺市西区鳳南町5-531-30	令和2年5月1日
訪問看護ステーション笑楽石津	堺市堺区石津町3-14-54	令和2年5月1日

堺市告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月12日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
山戸クリニック	堺市北区百舌鳥本町1-7-2	令和2年3月31日
山田内科医院	堺市北区百舌鳥赤畑町4-254-1 山田ビル3階	令和2年3月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
久保歯科クリニック	堺市北区南花田町81 ウッズアーバンビル2階	令和2年5月31日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
山本薬局	堺市堺区車之町東1-1-1	令和2年3月20日
コアラ薬局	堺市中区東山570-4	令和2年3月31日
スマイル薬局鳳駅前店	堺市西区鳳東町1-65-2 平兵衛ビル1階B室	令和2年4月10日

堺市告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月12日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	イオン薬局堺北花田店	堺市北区東浅香山町4-1-12	令和2年4月1日
居宅療養管理指導	イオン薬局堺北花田店	堺市北区東浅香山町4-1-12	令和2年4月1日
訪問介護	訪問介護ひかり	堺市中区八田西町2-11-11 ハウスアメニティ203号	令和2年4月1日

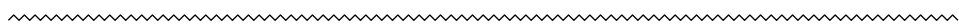
堺市告示第211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月12日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	山戸クリニック	堺市北区百舌鳥本町1-7-2	令和2年3月31日
訪問リハビリテーション	山戸クリニック	堺市北区百舌鳥本町1-7-2	令和2年3月31日
訪問看護	山戸クリニック	堺市北区百舌鳥本町1-7-2	令和2年3月31日
居宅療養管理指導	久保歯科クリニック	堺市北区南花田町81 ウズアーバンビル2階	令和2年5月31日
介護予防居宅療養管理指導	コアラ薬局	堺市中区東山570-4	令和2年3月31日
居宅療養管理指導	コアラ薬局	堺市中区東山570-4	令和2年3月31日
介護予防居宅療養管理指導	山本薬局	堺市堺区車之町東1-1-1	令和2年3月20日
居宅療養管理指導	山本薬局	堺市堺区車之町東1-1-1	令和2年3月20日
訪問介護	訪問介護ひかり	堺市西区草部1407-12	令和2年3月31日



堺市告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月12日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
居宅介護支援	ケアプランセンター おりーぶの森	堺市堺区南半町西2-4 -3	令和元年7月1日

堺市告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の再開について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月12日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	再開年月日
居宅介護支援	ケアプランセンター おりーぶの森	堺市堺区南半町西2-4 -3	令和2年1月1日

堺市告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月12日

堺市長 永藤英機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
居宅介護支援	南区在宅支援相談所やさしい手	南区在宅支援相談所あかるい手	堺市南区深阪南 119-101	令和2年3月 1日

堺市告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月12日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
居宅介護支援	木の実ケアプランセンター	堺市堺区少林寺町東1-1-9 リラハイツ1 1階	堺市堺区新在家町東2-1-2 新在家141 102号	令和2年4月1日
介護予防訪問サービス	木の実ヘルパーステーション	堺市堺区少林寺町東1-1-9 リラハイツ1 1階	堺市堺区新在家町東2-1-2 新在家141 102号	令和2年4月1日
訪問介護	木の実ヘルパーステーション	堺市堺区少林寺町東1-1-9 リラハイツ1 1階	堺市堺区新在家町東2-1-2 新在家141 102号	令和2年4月1日
介護予防訪問サービス	訪問介護ひかり	堺市西区草部1407-12	堺市中区八田西町2-11-11 ハウスアメニテイ203号	令和2年4月1日
介護予防訪問サービス	グレースケアサービス堺ケアセンター	堺市東区西野361-2 北野田マンション翼B棟406号室	堺市北区中百舌鳥町6-1040-28 エム2階201号室	令和2年5月1日
訪問介護	グレースケアサービス堺ケアセンター	堺市東区西野361-2 北野田マンション翼B棟406号室	堺市北区中百舌鳥町6-1040-28 エム2階201号室	令和2年5月1日

堺市告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生

活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
左 健吾	あしたマッサージ治療院	堺市中区深井水池町31 94-101号	令和2年5月1日
左 ミチゲイ	あしたマッサージ治療院	堺市中区深井水池町31 94-101号	令和2年5月1日
繁田 泰彦	ここね訪問鍼灸マッ サー治療院	堺市北区新金岡町2- 5-7-710	令和2年4月20日
繁田 泰彦	さざん訪問鍼灸マッ サー治療院	堺市東区日置荘西町7 -13-10 401	令和2年3月19日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
左 健吾	あしたマッサージ治療院	堺市中区深井水池町31 94-101号	令和2年5月1日
左 ミチゲイ	あしたマッサージ治療院	堺市中区深井水池町31 94-101号	令和2年5月1日
望月 由紀	訪問はりきゅうKE i ROW堺中央ステ ーション	堺市堺区熊野町東3- 2-18 熊野ハイツ10 1	令和2年5月1日
音田 依子	とも鍼灸院	堺市堺区楠町2-2- 9	令和2年5月1日
繁田 泰彦	ここね訪問鍼灸マッ サー治療院	堺市北区新金岡町2- 5-7-710	令和2年4月20日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
-----	------	-----	-------

永澤 和史	みらい整骨院	堺市北区中百舌鳥町6 -823 ボニータなか もず1階	令和2年5月1日
平井 佑馬	こころ佑整骨院	堺市北区中長尾町4- 5-22	令和2年4月23日

堺市告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月12日

堺市長 永藤英機

1 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
宮川 勝吉	みらい整骨院	堺市北区中百舌鳥町6 -823 ボニータなか もず1階	令和2年4月30日
大瀧 洸	やまもと接骨院はつ しば院	堺市東区日置荘西町2 -1-3	令和2年3月31日
西川 夏世	すまいる接骨院きた のだ院	堺市東区北野田1084 ベルヒル北野田113	令和2年3月31日
山本 修平	すまいる接骨院きた のだ院	堺市東区北野田1084 ベルヒル北野田113	令和2年3月31日

堺市告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の施術者名の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月12日

堺市長 永藤英機

1 はり・きゅう

施術所	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
訪問はりきゅう KE i ROW堺 中央ステーション	戎谷 萌恵	清水 萌恵	堺市堺区熊野町 東3-2-18 熊野ハイツ101	平成31年4月 18日

堺市告示第219号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和2年6月12日

堺市長 永藤英機

指定障害児相談支援事業者（指定日 令和2年6月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社轍	堺市中区新家町685番地4	障害児相談支援	相談支援事業所みつばち	堺市東区白鷺町三丁目13番1号	2776200061

堺市告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

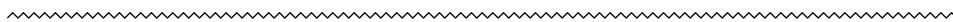
路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
北旅籠西綾之西5号線	堺区綾之町西1丁19番1地先	旧	2.76	15.16	(キ061) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区綾之町西1丁19番1地先	新	3.73	15.16	
北波止7号線	堺区北波止町4番79地先	旧	5.50 6.48	19.88	(キ072) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区北波止町4番79地先	新	6.10 6.48	19.88	
新家8号線	中区新家町6番31番17地先	旧	1.65 1.95	18.18	(シ092) 開発に伴う寄付 関係分
	中区新家町6番31番16地先	新	2.82 2.98	18.18	
石原菩提線	東区菩提町3丁181番6地先	旧	3.69 4.18	25.27	(2017) 開発に伴う寄付 関係分
	東区菩提町3丁181番2地先	新	4.02 4.18	25.27	
北野田5号線	東区北野田177番12地先	旧	3.84 3.90	17.59	(キ172) 開発に伴う寄付 関係分
	東区北野田177番12地先	新	3.92 3.95	17.59	
北野田37号線	東区北野田177番11地先	旧	3.82	17.37	(キ205) 開発に伴う寄付 関係分
	東区北野田177番12地先	新	4.00	17.37	
関茶屋1号線	東区関茶屋3番1地先	旧	2.16 2.86	21.95	(ト008) 開発に伴う寄付 関係分
	東区関茶屋3番3地先	新	3.08 3.43	21.95	
日置荘田中1号線	東区日置荘西町6丁482番4地先	旧	1.64 2.58	38.14	(ト179) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町6丁482番7地先	新	2.82 3.20	38.14	
日置荘西207号線	東区日置荘西町5丁309番2地先	旧	4.30	2.00	(ト887) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町5丁309番2地先	新	4.30	2.00	
菩提28号線	東区菩提町3丁181番7地先	旧	3.01 3.25	16.79	(ホ080) 開発に伴う寄付 関係分
	東区菩提町3丁181番6地先	新	4.00 4.00	16.79	
浜寺諏訪森船尾線	西区浜寺船尾町西1丁33番5地先	旧	2.84 4.10	20.42	(2019) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺船尾町西1丁33番4地先	新	3.77 4.70	20.42	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
鳳中4号線	西区鳳中町8丁286番4地先	旧	6.19	0.36	(わ150) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳中町8丁286番4地先	新	6.19	0.36	
浜寺石津西23号線	西区浜寺石津町西2丁368番1地先	旧	3.64	31.82	(ハ102) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町西2丁368番3地先	新	4.17	31.82	
浜寺石津西42号線	西区浜寺石津町西5丁328番5地先	旧	4.06	33.04	(ハ121) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町西5丁328番5地先	新	4.35	33.04	
浜寺石津西42号線	西区浜寺石津町西5丁314番1地先	旧	3.46 5.00	26.29	(ハ121) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町西5丁314番1地先	新	3.73 5.27	26.29	
浜寺元3号線	西区浜寺元町5丁559番3地先	旧	2.36 3.44	19.44	(ハ297) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺元町5丁559番5地先	新	3.18 4.00	19.44	
浜寺元3号線	西区浜寺元町5丁547番16地先	旧	2.88 3.40	18.06	(ハ297) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺元町5丁547番17地先	新	3.45 4.00	18.06	
浜寺元3号線	西区浜寺元町5丁576番5地先	旧	1.38 3.37	45.08	(ハ297) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺元町5丁576番8地先	新	3.04 5.04	45.08	
浜寺元31号線	西区浜寺元町5丁547番16地先	旧	2.31 3.55	16.26	(ハ325) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺元町5丁547番16地先	新	3.15 4.08	16.26	
赤坂台26号線	南区赤坂台4丁5番9地先	旧	6.12	0.82	(7070) 開発に伴う寄付 関係分
	南区赤坂台4丁5番9地先	新	6.35	0.82	
三原台41号線	南区三原台4丁3番25地先	旧	6.26 6.26	0.84	(ミ252) 開発に伴う寄付 関係分
	南区三原台4丁3番25地先	新	6.35 6.39	0.84	
中長尾6号線	北区南長尾町5丁119番2地先	旧	3.64	16.32	(ナ112) 開発に伴う寄付 関係分
	北区南長尾町5丁119番1地先	新	4.82	16.32	

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
下田深井中町線	中区深井中町1174番5地先	旧	4.20 5.10	63.42	(2043) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	中区深井中町1174番20地先	新	5.45 5.90	63.42	
小代11号線	南区小代881番3地先	旧	5.70 6.35	34.57	(150) 都市計画法第39条 による帰属 関係分
	南区小代881番3地先	新	6.35 6.35	34.57	



堺市告示第221号

内川水系に係る二級河川内川について河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域のうち、次の区域は河川区域でなくなったので、同条第4項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、堺市建設局土木部河川水路課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 河川区域でなくなった区域の位置 堺市堺区海山町一丁17番2地先
- 2 河川区域でなくなった区域の面積 35.20平方メートル

堺市告示第222号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、堺市建設局土木部河川水路課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 河 川 の 名 称 二級河川 内川水系 内川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和2年6月12日
- 3 廃川敷地等の位置 堺市堺区海山町一丁17番2地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 35.20平方メートル

公 告

堺市公告第344号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第7条第4項の規定により、同条第1項に規定する説明会を大規模小売店舗の新設する者において開催することができないため、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第13条第2項第1号の規定により、以下のとおり公告する。

令和2年6月12日

堺市長 永 藤 英 機

[説明会資料]

(仮称) ドラッグコスモス深井畑山店
大規模小売店舗立地法届出要約書

株式会社コスモス薬品

－ 事業計画の概要 －

- 1 設置者の概要
名 称：株式会社コスモス薬品
所在地：福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
代表者：代表取締役 横山 英昭
- 2 敷地の概要
敷地面積：5,209 m²
用途地域：市街化調整区域
- 3 建物の概要
建築面積：1,941 m²
延床面積：1,913 m²
規 模：平屋建て

－ 届出事項の概要 －

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：(仮称) ドラッグコスモス深井畑山店
所在地：堺市中区深井畑山町229 他
- 2 小売業者名
名 称：株式会社コスモス薬品
所在地：福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
代表者：代表取締役 横山 英昭
- 3 主として販売する物品：医薬品等
- 4 開店予定日：令和3年1月13日
- 5 小売店舗面積：1,541 m²
- 6 施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数：62台(指針台数62台)
(全体収容台数64台、うち、従業員用2台。
別途、自動二輪車用2台)
 - (2) 駐輪場の収容台数：130台(附置義務台数128台)
 - (3) 荷さばき施設の面積：32.0 m²
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量：7.77 m³(予測量7.20 m³)
- 7 施設の運営方法に関する事項
 - (1) 小売店舗の開店時刻及び閉店時刻：9時00分～20時50分
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯：8時30分～21時00分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数：2箇所(入口1箇所、出口1箇所)
 - (4) 荷さばきを行うことができる時間帯：6時00分～21時00分
 - (5) 荷さばき車両および廃棄物収集車両台数：8台/日(ピーク時2台)

交通に関する事項

1 交通量予測

- (1) 1日の来店客車両台数：670台/日
- (2) ピーク時の来店客車両台数：97台/時
- (3) 交差点の需要率

現況交通量に、施設の来店客車両台数を上乘せし、将来交通量を予測しました。結果、直近の交差点における交差点需要率は交通処理可能と考えられる0.9以下、車線別の混雑度は交通処理可能と考えられる1.0以下となります。

将来の交差点の需要率

調査地点	現況		将来	
	平日	休日	平日	休日
地点1 馬飼田池東交差点	0.538	0.395	0.569	0.424
(ピーク時間帯)	(18:00~19:00)	(12:00~13:00)	(18:00~19:00)	(12:00~13:00)
地点2 深井畑山町交差点	0.424	0.328	0.441	0.344
(ピーク時間帯)	(17:00~18:00)	(16:00~17:00)	(17:00~18:00)	(16:00~17:00)
地点3 深井畑山町・南交差点	0.418	0.302	0.467	0.336
(ピーク時間帯)	(18:00~19:00)	(12:00~13:00)	(18:00~19:00)	(12:00~13:00)

車線別混雑度

調査地点	流入部	車線運用	現況		将来	
			平日	休日	平日	休日
地点1 馬飼田池東交差点	北流入	左直右	0.47	0.31	0.47	0.31
	南流入	左直右	0.55	0.40	0.56	0.41
	西流入	直左	0.77	0.52	0.79	0.54
		直進	0.77	0.52	0.79	0.54
		右折	0.28	0.33	0.28	0.33
	東流入	直左	0.80	0.56	0.83	0.59
		直進	0.80	0.56	0.83	0.59
右折		0.16	0.18	0.41	0.44	
地点2 深井畑山町交差点	北流入	左直	0.26	0.16	0.29	0.19
	南流入	直右	0.18	0.14	0.18	0.14
	西流入	直左	0.65	0.53	0.66	0.55
		直進	0.65	0.53	0.66	0.55
		右折	0.04	0.04	0.10	0.10
地点3 深井畑山町・南交差点	北流入	直右	0.20	0.09	0.29	0.18
	南流入	左直	0.15	0.12	0.16	0.13
	東流入	直左	0.69	0.54	0.71	0.55
		直進	0.69	0.54	0.71	0.55
		右折	0.02	0.01	0.02	0.01

2 交通に関する配慮事項

- ・ 駐車場出入口に案内看板（左折出庫の誘導等）を設置します。
- ・ 広域誘導については、オープン時等に配布する新聞の折り込みチラシ等に案内経路を掲載し、お客さまに周知します。
- ・ 駐車場出入口にはオープン時や繁忙時に交通整理員を配置し、スムーズな入出庫と歩行者の安全確保に努めます。
- ・ 入口には約7mの駐車待ちスペースを確保し、スムーズな入出庫に努めます。
- ・ 歩行者と車両との交錯が少なくなるよう、歩行者・自転車用出入口及び場内歩道を設けます。
- ・ 営業時間中の荷さばき車両の入出場時や作業中には、従業員等により安全確認を行い、来店客車両や歩行者の通行の妨げとならないよう安全を確保します。
- ・ 作業員には、一旦停止の遵守、場内徐行等の安全運転に努めるよう、掲示等により周知・徹底します。

騒音に関する事項

1 予測結果

- (1) 遮音壁の有無：無
- (2) 施設設備の稼働時間帯：8時30分～21時00分（一部、24時間稼働）
- (3) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果
等価騒音レベルは、昼間、夜間ともに全地点で環境基準を下回っています。

① 昼間の等価騒音レベルの予測

項目	A H=1.2m	A H=4.2m	B H=1.2m	B H=4.2m	B H=7.2m	B H=10.2m	C H=1.2m	C H=4.2m	C H=7.2m
昼間の等価騒音レベル (dB)	37	37	37	37	37	37	49	49	49
環境基準 (dB) (昼間：6時～22時)	60		55						
用途地域	近隣商業地域		市街化調整区域						

② 夜間の等価騒音レベルの予測

項目	A H=1.2m	A H=4.2m	B H=1.2m	B H=4.2m	B H=7.2m	B H=10.2m	C H=1.2m	C H=4.2m	C H=7.2m
夜間の等価騒音レベル (dB)	19	19	18	18	18	18	32	33	33
環境基準 (dB) (夜間：22時～6時)	50		45						
用途地域	近隣商業地域		市街化調整区域						

(4) 夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果

夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果は表に示すとおりです。

全ての地点で規制基準を下回ります。

【敷地境界側の予測】

項目	a H=1.2m	a H=4.2m	b H=1.2m	b H=4.2m	b H=7.2m	b H=10.2m	c H=1.2m	c H=4.2m	c H=7.2m
夜間において発生する騒音レベルの最大値(dB)	25	25	21	21	21	21	32	33	33
規制基準 (dB) (夜間：21時～6時)	45								
用途地域	市街化調整区域								

【住宅側の予測】

項目	A H=1.2m	A H=4.2m	B H=1.2m	B H=4.2m	B H=7.2m	B H=10.2m	C H=1.2m	C H=4.2m	C H=7.2m
夜間において発生する騒音レベルの最大値(dB)	19	19	18	18	18	18	32	33	33
規制基準 (dB) (夜間：21時～6時)	55		45						
用途地域	近隣商業地域		市街化調整区域						

2 騒音の発生に係る配慮事項

- ・荷さばき施設は、十分なスペースを確保し、荷さばき時間の短縮を図ります。
- ・夜間帯（21時以降）における荷さばき作業は行いません。
- ・荷さばき作業員には、掲示によって、アイドリング・ストップを徹底する等、騒音防止意識の周知・徹底を行います。
- ・駐車場及び駐輪場は、段差のない舗装を行い、騒音防止に努めます。
- ・駐車場内にアイドリング、クラクション、空ぶかし禁止の表示を行い、お客さまに周知します。
- ・営業時間外は駐車場および歩行者・自転車用出入口をチェーン等で施錠し、店舗関係者以外の立ち入りを禁止します。
- ・駐輪場は、従業員などによって定期的に巡回し整理することで、転倒防止や自転車出し入れ時等の騒音の低減を図ります。
- ・低騒音型機器を導入するとともに、定期点検を行い異常騒音の発生防止に努めます。
- ・夜間帯（21時以降）における廃棄物収集作業は行いません。
- ・廃棄物収集作業員には、看板等の設置によって騒音防止意識の周知・徹底に努めます。
- ・主な空調用室外機、冷凍庫用室外機については、屋根上に設置します。

その他指針に基づく配慮事項等

【廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮】

- ・お客様にご協力いただき、簡易包装を推進します。
- ・搬入時に発生する梱包材は、搬入業者が回収するようにし、資源リサイクルに努めます。
- ・廃棄物は分別、整理して保管し、ダンボール、空き缶、空き瓶、ペットボトルなどはリサイクル業者に引き渡す計画です。
- ・『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）』に則り、廃棄物の減量化及び資源化に努めます。

【景観・街並みづくりへの配慮事項】

- ・『堺市景観計画』および『堺市景観条例』を踏まえ、景観に配慮した計画とします。

【敷地内の緑化計画】

- ・敷地内には、敷地の約11%の緑地を確保します。

【屋外広告物の計画】

- ・『堺市屋外広告物条例』を遵守します。

【屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策】

- ・屋外照明は、駐車場へ照射します。
- ・広告塔照明は、看板面へ照射します。
- ・日没に点灯、営業時間終了後30分以内に消灯します。
- ・屋外照明は必要最小限の点灯計画とし、周辺住居に光が差し込まないよう配慮します。
- ・広告塔照明は、周囲への光害とならないよう配慮します。

【防災計画への協力】

- ・防災対策への協力について、地方公共団体等からの協力要請があれば、積極的に協力するよう検討します。

【防犯・青少年対策についての配慮】

- ・営業時間中は従業員等が巡回し、防犯対策に努めます。
- ・営業時間外は溜まり場にならないよう、駐車場出入口をチェーン等で施錠し、店舗関係者以外の立ち入りを禁止します。
- ・営業時間終了後は、防犯上必要な最小限の照明のみ点灯します。

【地域貢献等に関する事項】

地域貢献活動計画書

堺市長 殿

(建物設置者又は小売業者)

店舗名：(仮称) ドラッグコスモス深井畑山店
 店舗所在地：堺市中区深井畑山町 229 他

記

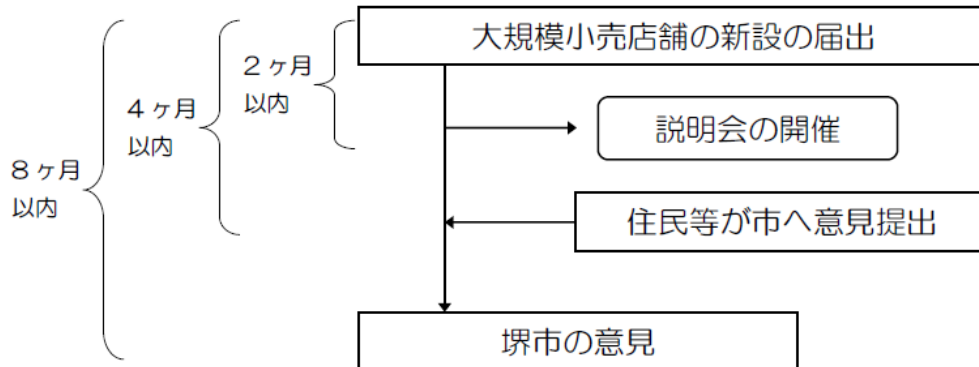
【地域貢献に対する方針】

弊社では、日常消耗品を満載し、低価格で、きれいに整理整頓された店内で、尚且つ温かいサービスをご提供することで、地域の皆さま方の生活に貢献し、愛されるよう努めたいと考えております。

【地域貢献活動項目】

地域貢献項目	具体的な取組み内容
①地域経済活動団体等の活動への参加・協力及び連携促進	・地域経済団体等の活動に対し、助言や情報提供など可能な範囲で協力します。
②地域経済循環の促進への協力	・パートやアルバイト等の雇用については、地元採用の促進を図ります。
③地域活性化やまちづくりへの参加・支援	・地域情報誌やイベントポスターを店頭に掲示します。
④地域防犯・防災対策への協力・支援	・「特定商業施設における適正な事業活動の推進に関する指針」に沿った営業活動を行います。 ・営業時間外の駐車場出入口の施錠、機械警備などにより青少年の溜まり場防止に努めます。
⑤地域環境との共生の活動促進	・店舗周辺の清掃に努めます。 ・段ボールや発泡スチロール等のリサイクルに取り組みます。
⑥店舗撤退時の対策	・店舗撤退時の早期情報開示に努めます。

大店立地法の手続きの流れ



- 堺市は届出の日から8ヶ月以内に届出者に対し意見を述べる。
- 意見なしの場合はこの通知がされた時点で店舗の開店が可能となる。
- 意見がある場合は設置者が新たな対応策を提示

届出書の縦覧場所

堺市産業振興局商工労働部商業流通課（高層館7階）

住所：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市中区役所企画総務課市政情報コーナー

住所：〒599-8236 堺市中区深井沢町2470-7

縦覧及び意見提出期間

令和2年9月23日（水）まで

意見提出方法及び提出先

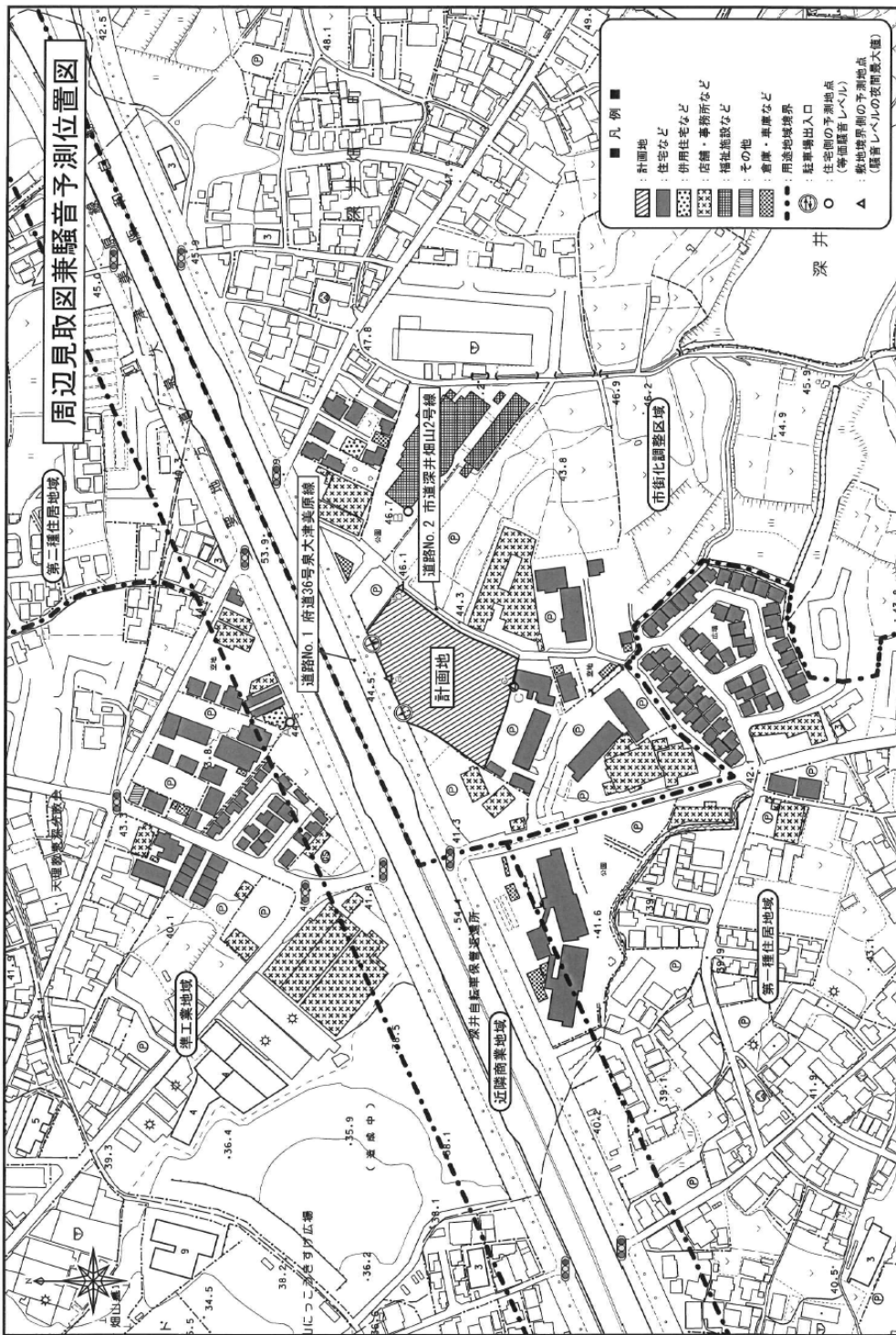
縦覧期間以内に意見書を作成し、郵便又は持参のいずれかの方法により提出してください。なお、意見書様式については、縦覧場所で用意していますが、市ホームページからもダウンロードして利用していただけます。

堺市産業振興局商工労働部商業流通課（高層館7階）

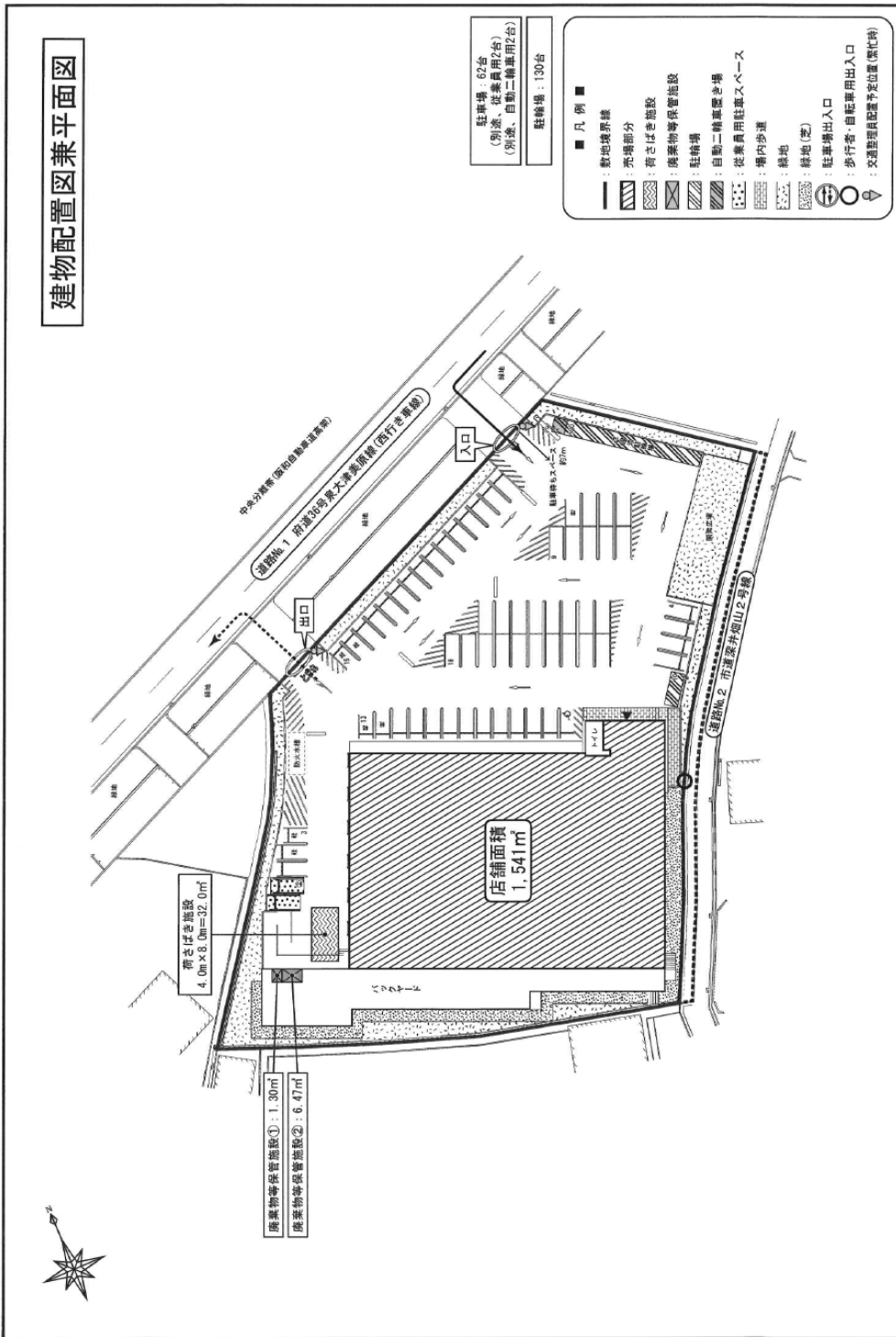
住所：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

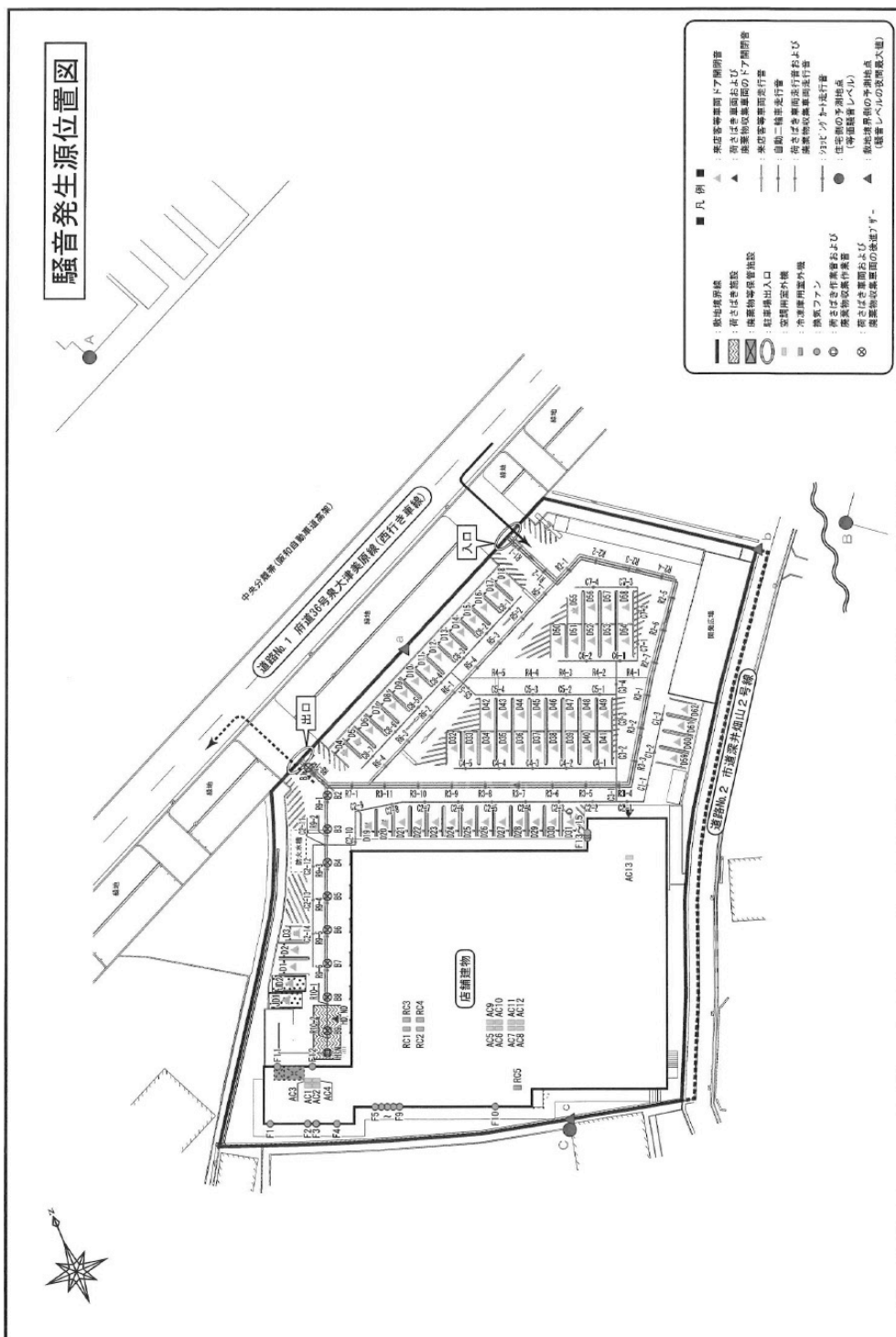


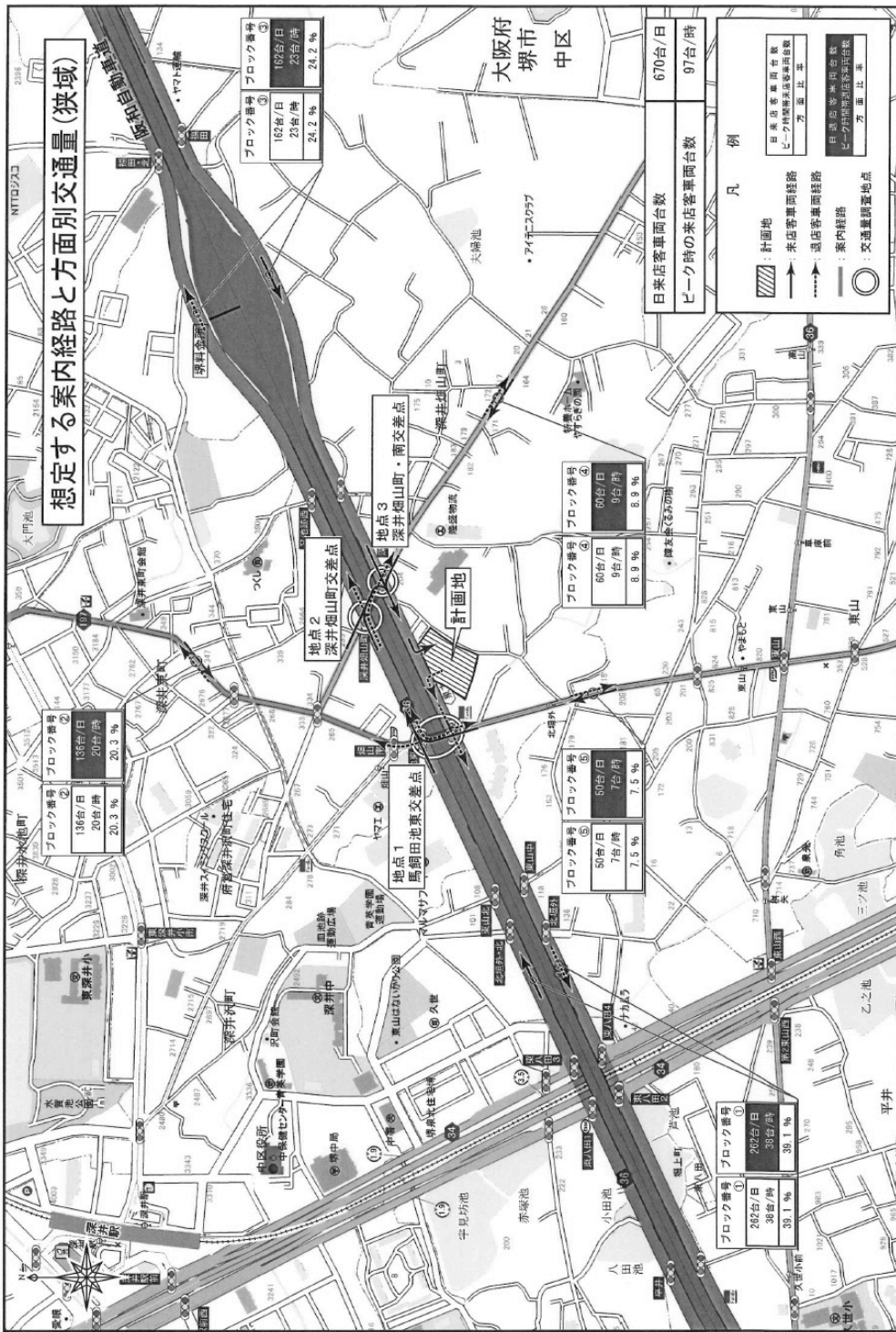
8



建物配置図兼平面図







堺市公告第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月12日

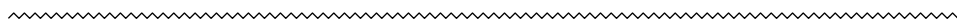
堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区真福寺213番、214番、216番の一部、217番の一部、219番の一部、220番から224番まで、228番1及び228番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区北堀江一丁目14番9号4階
株式会社プランテージ
代表取締役 森 健一



堺市公告第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区北長尾町五丁203番1、208番1及び208番5の各一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区東三国ヶ丘町3丁1番20-1号
中嶋 旭

~~~~~

堺市公告第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区浜寺諏訪森町西三丁268番1及び268番4から268番13まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府高石市高師浜四丁目1番27号

伊勢住宅株式会社

代表取締役 伊勢 朗雄

~~~~~

堺市公告第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区神野町二丁1766番16、1766番28の一部及び1766番29から1766番38まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区向陵西町二丁1番30号

株式会社ハウスショップ

代表取締役 石井 博